

令和 2 年

第 2 回市議会定例会 議案第 7 号

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 3 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例（平成 2 6 年函館市条例第 5 1 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 4 2 条第 4 項を次のように改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適
用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当
たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受け
ていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の
特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、
当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の
希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な
措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連
携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場
合を除く。）。

第 4 2 条第 5 項各号列記以外の部分中「前項」の後ろに「（第 2 号に
係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者の連携施設の確保の特例に関する規定を整備するため